

平成 30 年度 第 2 回金沢市森づくり市民会議

日 時：平成 30 年 11 月 20 日（火） 15 時 30 分～17 時 00 分

会 場：【会議】金沢市役所 7 階 第 1 委員会室

出席委員：上田会長、梅田委員、河崎委員、越石委員、竹下委員、竹田委員

都野委員、中川委員、能木場委員、森委員、山本委員

欠席委員：尾崎委員、北野委員、山村委員

（五十音順 敬称略）

事務局：山田農林水産局長、仙石森林再生課長 ほか 5 名

【次第】

1. 開会
2. 農林水産局長挨拶
3. 議題
 - (1) 平成 30 年度森林再生施策の実施状況について
 - (2) 森林経営管理制度（新たな森林管理システム）について
4. 閉会

【議事録】

事務局より説明

- (1) 平成 30 年度森林再生施策の実施状況について
- (2) 森林経営管理制度（新たな森林管理システム）について

（会長）

市の今年度の施策について質問、森林経営管理制度について議論をお願いします。

（委員）

森林環境譲与税は森林環境税の中に含まれるのか。森林経営管理法はもう始まっているのか。

（事務局）

市民の方々から納税されるのが森林環境税、これを国が配分し森林の整備等に使うのが森林環境譲与税である。森林経営管理法は来年 4 月から施行される。

（委員）

境界確認についての質問だが、地権者と立ち合い調査しても境界がわからない場合はどうするのか。また、境界がわかった場合は杭打ちか何かするのか。できた図面は法務局の図面と調整し、法務局の台帳が書き換わることもあるのか。

（事務局）

境界確認の方法について、全てを確認するのが難しい状況である。わからない場所は、未確定のまま周辺のみを確定し杭を打ち、その中の土地については所有者を記録する。森林整備の参考に使用するものなので、所有権の修正までは考えていない。GIS などを使用し省略化して作業を進め、電子データで保存している。なお、法務局のデータを書き換える場合には所有者双方の立ち合いが必要になるため難しい。

（委員）

境界確認の作業が終わったものは、閲覧できるのか。

(事務局)

地権者は閲覧できる。林地台帳には台帳と付属の図面が付き、図面には地図情報も入る。現在整備している最中で、境界確認が完了したところから順に更新していく。

(委員)

法務局のデータと合わなくて問題はないのか。

(事務局)

国土調査が完了した場所はほぼ一致する。山林部の地籍調査は進捗率が約4%と低いため、法務局の絵図面のままの場所が多い。

(会長)

そのような中で伐採をした時に、後々地権者が異なることが判明することもあるのか。国でも境界の確認に取り組むことになることから、今後は法務局データと一致するようになるのか。

(事務局)

まずは所有者の確認と境界の確認が必要になるため、森林環境譲与税はこれらの事業に使っていく予定。

(委員)

測量したら面積は公表するのか。

(事務局)

公表する。

(会長)

所有者不明の森林について、国は対策を示しているのか。

(事務局)

省庁の壁を越え土地所有に関する基本制度の見直しを行っているところである。

(委員)

このような法律も策定され、森林は税金でないと守れない時代になったと感じる。林業経営に適した森林は林業事業者任せ、林業経営に適さない森林は市町村が管理するというが、具体的にどのような管理が想定されるのか。

(事務局)

この法律では、戦後、スギやヒノキを植えた人工林で10年以上放置されている場所が市町村管理の対象になると想定されている。

(委員)

戦後に植林された場所は、奥山から急な斜面も含め全て人工林が植えられている。それが手入れできない原因ではないか。奥山は自然林のまま、森林の機能を維持できるような本来の姿に戻していけたら良いのではないか。市町村の意思で管理方法が定めることができるなら、無理のない形の山に戻ってほしい。広葉樹を全面的に植えていくことを要望している団体もいる。

(会長)

提案にもなる重要な意見だと思う。

(事務局)

細部については、環境譲与税の法案が12月の国会に出る予定で、それに合わせて森林経営管理法に基づく政令や省令が示される予定になっている。

(会長)

森林経営管理法自体は、経営管理の内容までは示していないのか。

(事務局)

譲与税なので、国から配分される予算の使い道は市町村に任されている。どう進めていくのかが今後の課題である。

(委員)

市民に意向調査をするのか。市民から税金を徴収するにあたり、どのように理解を得るのか。

(事務局)

この法律で経営管理義務を課せられるのは森林所有者なので、所有者向けに意向調査をする。税金の使い道については、市民の方に制度周知が必要と思っている。市町村民税の均等割に1,000円上乗せして徴収することになる。

(会長)

国で一旦集めて交付する流れだが、県を通すのか。

(事務局)

国から県に配分され、そこから市町村に配分される予定。この制度のわかりにくい点は、時系列が逆な点である。税金の徴収は2024年度からだが、国からの税金分配は来年度からである。

(会長)

かなり大きな額になるのか。

(事務局)

全国で住民税均等割の納税義務者が約6千万人なので最終的には約600億円になると言われている。税金の使い道はこの会議での報告のほかホームページでも公表していく予定。

(会長)

税金という形で市民一般から集めることになる一方、森林経営管理法という限定的な所有者の経営に特化したような法律のため、市民の理解を得るのが難しいと思う。例えば来年の市民会議を一回多く開催し、それに集中し施策に反映するようなことができないか。

(委員)

市が管理して個人の資産に対して価値が上がった場合、森林所有者の利益になるのか。

(事務局)

経営に適さないといいつつ、市が管理することによって経営が成り立つようになった場合は、林業経営に適した森林と見なすことになる。

(委員)

おそらく、現在経営が成り立たないところは、経営林になることはないだろう。

(事務局)

市としての思いを持って地元と接して進めていくことが重要だと考えている。

(委員)

この取り組みは、収穫期に入った森林で所有者不明のため放置されているところを、林業事業者を引き渡し作業をしたいということか。そのあとは林業に適さないところと判別し、手入れを行い適切に管理していくということか。

(事務局)

法律制定の目的としては、「林業経営が成り立つところ」はそこでまとまりをつくり民間の力で経営し、「林業経営が成り立たないところ」に行政が税金を使って管理していくことの両立を目指している。また、収穫した際には、再造林をセットに再委託することが国の計画になっている。

(会長)

まとまりを作るというのはどういうことか？所有者Aさん、Bさん、Cさんがいた場合、だれか一人に任せるとのことか。

(事務局)

まず、林業では作業の効率等を考慮し、ある程度のまとまりとつくっていく。これを団地化というが、まとまりをつくり団地に加わるかどうかは所有者の判断となる。また、その団地で作業を行うのは、所有者でもよいし、受託者でもよい。なお、今回、経営の成り立つところは、県が公表する意欲と能力のある林業経営者に委託するスキームになっている。

(会長)

毎年維持管理するだけでは余る金額があるのか。

(事務局)

現在の見込みでは、所有者の確認、境界確認をするのにいっぱいな金額である。

(会長)

再委託された事業体は再造林までということだが、樹種は何か決まっているのか。

(事務局)

森林所有者の意思もあるので、意向調査で確認する。

(会長)

この法律以外でも意見があればお願いします。税の使い道など提案などもお願いします。

(委員)

森林経営管理法は国の制度なのか。それに付随した金沢特有の取り組みはあるのか。

(事務局)

法律なので、日本全国画一のものである。地形や植林の種類も異なり、画一の整備は難しいだろう。制度を説明し、意向調査の中で地域の思い、所有者の思いを確認しながら進めて行きたい。所有者不明の場合も想定され、長期的な作業になると思う。

(委員)

自分の町会にも所有者不明の森林がかなりあるが、そのようなところは市町村が所有者の許可を得ずに整備をできるなどの特例はないのか。

(事務局)

今回の法律でも所有者不明の方や、事業に反対の方に対する特例はある。どうしても事業が成り立たない場合には特例を使うこともあると思っている。

(委員)

この事業には県も関わるのか。

(事務局)

これまでの森林整備は都道府県が中心となって進めてきた経緯がある。今回は、より所有者に近い市町村が整備を担う制度に変わった。県は、所有者不明の方の裁定や、経営受託する事業者を選定するなどの作業のほか、連絡調整の会議を予定していると聞いている。

(会長)

県の森林環境税との関係についてはどう考えているのか。

(事務局)

森林整備については新しい法律により各市町村が担うことが明確になったので、県の環境税は木材利用に使っていく方向で議論していると聞いている。

(委員)

境界や所有者を明確にする作業で、最大限に予算執行するとのことだが、大雨による土砂災害などを防ぐため、この事業で山林に入るついでに、他の部署とも連携し事前に危険な箇所を調査し、今後の対策ができたなら良いのではないかと。

(事務局)

災害の復旧作業では、その場所の担当と対応している。どのような対応が適切かを考え、工期を合わせるなど、できる限り連携をとり工事を進めたりしている。

(会長)

そのようなことが可能であれば、土木などと一緒にハザードマップのようなもので危険性が示せれば、より市民の理解が得られると思う。

(委員)

獣害が深刻な地域について、獣害増加の理由としては、戦後一斉に植林をし、動物が増え、木が育つことにより森が暗くなり、動物が奥山から里山に出てきたという説がある。奥山に針葉樹を植えても収穫しないのであれば、土砂流出防止を優先にするとか、動物が里山まで出てこないためにも、広葉樹を植えることを考えたかどうか。国民全員から税金徴収するのなら、国は自治体に丸投げせず、モデルケースを作るべきだと思う。市町村が独自に進めて良いのなら、独自の政策を立ててもらいたい。

(委員)

森林環境贈与税が金沢市に配分される額の積算基礎は何か。どのような割合で国から配分されるのか。

(事務局)

手入れ不足の人工林の面積、林業事業者の就業者数、地域の人口の3つの要素で積算をした額で配分される。

(委員)

校下婦人会では森づくり活動を始めて15年経った。コナラ110本、さくら20本植え、くずや雑草だらけだった場所が、今年も桜が咲いた。最近は企業も積極的に取り組んでいるようなので、このような事業をこれからも紹介して欲しい。

(委員)

企業の森づくり活動の取り組み状況はどうか。企業への提案はしているのか。

(事務局)

金沢の場合は「金沢市森づくり条例」を制定しており、国に先駆けて森林の公益性に着目した条例で、企業や一般の方との森づくり活動により森を守っていく事業をしている。こちらからの提案は行っておらず、企業から相談を受けているかたち。事業内容についてはホームページなどで紹介している。

(会長)

新しい法律、税は市民の反応が大きいと思う。企業や市民への説明の場で、アンケートを取る良い機会かと思う。

(事務局)

これを機に、効果的に進むようポジティブに考えていきたい。

(会長)

事業を予算化に向けて、例年5月と11月の会議開催の間にもう一度開催できないか、検討してほしい。時間になったのでこれで終了します。ありがとうございました。